

# 児童生徒就学援助(準要保護)の手引き

芦屋町教育委員会

Q. 児童生徒就学援助(準要保護)というのは、どんな制度ですか？

A. 経済的な理由で就学が困難な児童・生徒の保護者の方に小中学校で必要な就学費を援助する制度です。

Q. 具体的には、どんな内容ですか？

A. 内容は、次のとおりです。(金額は令和7年度援助予定金額です。)

◇学用品費等

小学校：(第1学年 年額13,230円) (第2学年～第6学年 年額15,500円)

中学校：(第1学年 年額25,040円) (第2学年～第3学年 年額27,310円)

◇給食費

全額補助

◇修学旅行費(やむを得ない理由で不参加となった場合のキャンセル料を含む)

実費補助 ※一旦積立していただき、修学旅行実施後に精算します。

◇新入学学用品費(小・中学新1年生)

小学校：年額57,060円 中学校：年額63,000円

◇オンライン学習通信費(世帯支給。同一世帯のうち最も上の学年の児童生徒に支給します) ※令和7年度から追加

小学3年生以上がいる世帯：年額15,000円 ※タブレットを持ち帰り、家庭でオンライン学習を行う世帯が対象

Q. 支給方法は？

A. 1年分を3回に分けて、指定された口座に振り込みます。(給食費・校納金滞納分については、天引きさせていただきます。) 振り込みは、下記の時期に行います。

◇ 7月末～8月上旬：1学期(4～7月)分

◇ 12月末～1月上旬：2学期(8～12月)分

◇ 3月末～4月上旬：3学期(1～3月)分

※また新入学学用品費については、入学前支給受付期間の場合、3月中旬に支払います。それ以降の期間については1学期の支給分として学用品費等と併せて支払います。

Q. 新入学学用品費の入学前支給とは、何ですか？

A. 下記の条件を満たす方で、入学前支給受付期間に就学援助を申請された世帯に対して、新入学学用品費を3月中旬に援助します。

対象者(次のすべてに該当する方となります)

- ・児童生徒が令和7年4月に芦屋町立小中学校に入学予定である。
- ・申請時に芦屋町に居住している方(令和7年3月以前に町外に転出する方を除く)
- ・就学援助の要件に該当する方
- ・生活保護を受けていない方

※入学前支給を受けた後、転出等で上記対象者から外れた場合は、返還していただくこととなりますので、ご注意ください!

Q. 申請期間は？

A. 次のとおりです。

入学前支給受付期間	令和7年2月20日(木)まで
その他就学援助受付期間	令和7年3月31日(月)まで

就学援助受付期間は原則3月末までとさせていただきますが、随時受付はしております。しかし、援助費は申請の翌月から支給するため、4月以降に申請された場合は、月割計算後、減額してから支給します。

また、新入学学用品費は4月末まで、修学旅行費は実施前月までに申請しておかなくては支給されません。

[裏面があります]



Q. 申請すれば、みんな援助を受けられますか？条件がありますか？

- A. あなたの世帯の総所得が、定められた基準需要額を下まわっている場合に援助を受けられます。(ただし、生活保護を受給されている場合、この援助は受けられません。)  
基準需要額については、原則的に生活保護基準の基準生活費の額・教育扶助基準及び住宅扶助基準額の合計となりますので、申請される世帯の家族の人数、年齢等の状況によって基準需要額は変わります。

〔令和6年度認定の参考例〕

家族構成 ( ) 内年齢	認定基準所得額	
	持家	借家
母 (38)、小学生 (8)	約160万円	約210万円
父 (39)、母 (35)、中学生 (14)、小学生 (9)	約273万円	約323万円

※年齢、所得額や控除額、児童扶養手当等の受給状況によっては基準額が変わりますので、上記所得額を超えても認定される場合があります。認定されるのか気になる方は申請することをお勧めします。

Q. 申請書類は？

- A. 次の書類と印鑑(認印可)を持って申請してください。

- ① 準要保護児童生徒認定申請書一式 (教育委員会学校教育課、もしくはホームページにあります)
- ② 家賃証明書又は入居契約書の写し (家賃を確認できる通帳のコピーでも可)
- ③ 就学援助費の振込を希望する通帳の写し (振込口座確認のため)
- ④ 世帯全員分のマイナンバーカードまたは通知カード、無い場合は、個人番号入りの世帯全員住民票 (続柄入り)  
※ 通知カードは、氏名変更や住所変更が行われていないものは無効)
- ⑤ 所得課税証明書 (令和7年1月1日に芦屋町に住民登録のない方のみ必要)  
※1 令和7年6月以降に発行された【令和7年度分】を、後日ご提出いただきます。  
※2 入学前支給を希望する場合で、令和6年1月1日に芦屋町に住民登録が無い場合は【令和6年度分】の提出も必要となります。
- ⑥ 源泉徴収票または確定申告をした書類の控え【令和6年分】(令和7年1月1日に芦屋町に住民登録のない方のみ必要)  
※入学前支給を希望する場合で、令和6年1月1日に芦屋町に住民登録が無い場合は、【令和5年分】も必要となります。
- ⑦ 世帯全員住民票 (続柄入り) (芦屋町に住民登録のない方のみ必要)
- ⑧ 申請者(保護者)確認書類

申請者(保護者)が申請手続きを行う場合

- ◎マイナンバーカードをお持ちの場合は、マイナンバーの確認と身元確認がマイナンバーカード1枚でできます。
- ◎マイナンバーカードをお持ちでない場合は、下記のとおり、原則2種類以上(①マイナンバーの確認+②身元確認)の書類が必要です。

① マイナンバーの確認	・通知カード (氏名変更や住所変更が行われていないものは無効) ・マイナンバー付の世帯全員住民票 (続柄入り)
②身元確認	官公署発行の顔写真付証明書 1点 例：運転免許証、パスポート、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード など
	官公署等発行の顔写真なしの証明書 2点 例：健康保険証、介護保険証、各種医療証、年金手帳、児童扶養手当証書 など

代理人が申請手続きを行う場合

必要書類は、委任状 (様式は任意) と代理人の身元確認書類 (上記の身元確認書類と同様) です。

- ※ その他 : ①前年度認定された方でも、毎年申請が必要です。  
②決定通知書は、申請者ではなく世帯主名で作成されることがあります。ご了承ください。

【お問い合わせ】

福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号  
芦屋町教育委員会 学校教育課  
TEL 093-223-3547 (直通)